

廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱を次のように定め、平成１６年４月１日から適用する。

なお、平成１５年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、従前の例によるものとする。

平成１６年２月２６日

環境大臣 小池 百合子

廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱

（通則）

第１条 廃棄物処理等科学研究費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条 補助金は、廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第３条 この要綱において「研究事業」とは、研究者が行う次に掲げる分野の研究の事業をいう。

一 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究

イ 廃棄物処理施設における有害化学物質の排出の削減に関する研究

ロ 廃棄物に含まれる有害化学物質の処理に関する研究

ハ 廃棄物に含まれる有害化学物質の分析及び評価に関する研究

ニ 廃棄物最終処分場における有害化学物質の挙動に関する研究

二 廃棄物適正処理研究

イ 廃棄物の適正で安全な処理方法に関する研究

ロ 廃棄物の不法投棄の防止及び原状回復に関する研究

ハ 有害廃棄物、感染性廃棄物、その他処理困難な廃棄物の処理に関する研究

ニ し尿及び浄化槽の高度処理・維持管理に関する研究

三 循環型社会構築技術研究

イ 循環型社会構築のためのシステム、評価、費用負担のあり方並びに推進方法に関する研究

- ロ 廃棄物の排出抑制及び再生利用に関する研究
- ハ 廃棄物最終処分場の延命化または再生化に関する研究
- ニ 浄化槽汚泥の再生利用に関する研究
- 2 この要綱において「推進事業」とは、研究を主な事業とする法人が行う研究成果等の普及、外国人研究者の招へい及び日本人研究者の海外への派遣による前項各号に掲げる分野の研究を支援するための事業をいう。
- 3 この要綱において「研究者」とは、次に掲げる国内の研究機関等（以下「研究機関等」という。）に所属する研究者をいう。
 - イ 国及び地方公共団体の研究機関
 - ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校及びその附属研究機関
 - ハ 民間企業（日本の法人格を有するもの）の研究機関
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ホ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（研究を主な事業とするものに限る。）
 - ヘ 法律により直接設立された法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ト その他の団体（日本の法人格を有するもので、研究に関する業務を行うものに限る。）

（交付対象）

- 第4条 補助金は、研究事業及び推進事業（以下「研究事業等」という。）を交付の対象とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金は、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる研究等の事業又は既に行われた研究等の事業と重複反復する研究事業等については、交付の対象としない。

（事業の期間）

- 第5条 研究事業の期間は、3年以内とする。
- 2 推進事業の期間は、1年以内とする。

（補助対象経費）

- 第6条 研究事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。
- 一 直接研究費（次に掲げる経費で研究に直接必要なものに限る。）
 - イ 謝金
 - ロ 旅費（学術的な調査及び研究に必要となる会議への出席、情報収集又は研究成果の発表を行う場合に限る。外国旅費にあつては、1行程につき2週間以内の海外渡航に必要な旅費及び海外で必要となる経費（ハの調査研究費の費目に限る。）に限る。）
 - ハ 調査研究費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱料費、借料及び

損料、会議費、賃金並びに雑役務費)

二 委託費(研究に直接必要な調査分析、文献収集、翻訳等を他人に委託して行うための経費をいう。)なお、以下、上記第一号及び第二号に掲げる経費の合計額を直接経費と呼ぶ。

三 間接経費(研究事業の実施に伴う研究機関等(国の研究機関を除く。)の管理等に必要経費として当該研究機関等が使用する経費であって、環境大臣が認めるものをいう。)

2 推進事業に係る補助対象経費は、次のとおりとする。

一 研究成果の普及に直接必要な経費

二 外国人研究者の招へいに直接必要な経費

三 日本人研究者の海外への派遣に直接必要な経費

なお、上記第一号、第二号及び第三号に掲げる経費の合計額を直接経費と呼ぶ。

四 間接経費(推進事業の実施に伴う法人の管理等に必要経費として当該法人が使用する経費であって、環境大臣が認めるものをいう。)

(補助対象経費の下限)

第7条 補助対象経費の額が、100万円に満たない場合には、補助金の交付の対象とはしない。

(交付額の算定方法)

第8条 補助金の交付額は、環境大臣が認める額(以下「交付基準額」という。)と補助対象経費に係る実支出額(その額が、研究事業又は推進事業(以下「補助事業」という。)に関し、寄付金その他の収入があった場合において、当該事業に要した費用の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額)とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の交付額は、1億円を超えないものとする。

2 前条の規定により算定した補助金の交付額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額とする。

3 第1項の場合において、第6条第1項第二号に掲げる委託費の額は、直接研究費の額に7分の3を乗じて得た額を超えないものとする。ただし、環境大臣が特に必要があると認める場合には、当該得た額を超え、直接経費の額に2分の1を乗じて得た額を超えない範囲で環境大臣が定める額とする。

4 第1項の場合において、第6条第1項第三号又は第2項第四号に掲げる間接経費の額は、直接経費(委託費を除く。)の額に10分の3を乗じて得た額を上限とする。

(公募)

第9条 環境大臣は、毎年度の補助事業は、公募するものとし、当該事業課題及び実施計画書の提出期間を定め、別途、公表するものとする。

(研究計画書の提出)

第10条 補助金の交付を受けて研究事業を行おうとする場合は、別紙様式第1-1による研究計画書を、環境大臣が定める日までに、環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 1人の研究者が研究事業を実施するときは当該研究者が所属する研究機関等の長
- 二 2人以上の研究者が研究事業を実施するときは代表研究者の所属する研究機関等の長

（翌年度への継続手続）

第11条 研究事業を実施している研究者が、当該研究事業のうち補助金の交付を受けた年度における事業を完了し、翌年度（当該研究事業の当初の計画期間内である場合に限る。）において引き続き当該研究事業を実施しようとするときは、別紙様式第1-2による研究計画書を、環境大臣が定める日までに、提出しなければならない。

（実施計画書の提出）

第12条 補助金の交付を受けて推進事業を行おうとする者は、別紙様式第1-3による実施計画書を、環境大臣が定める日までに、環境大臣に提出しなければならない。

（補助事業の決定）

第13条 環境大臣は、前3条の規定により提出のあった研究計画書及び実施計画書を審査し、これらを提出した者のうちから当該年度の補助金の交付の対象となるべき者を決定するものとする。

2 専門性及び科学的な知見を踏まえた研究計画書の客観的な評価その他補助事業に係る研究分野に関する事項を審議させるため、環境省に廃棄物処理対策研究審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

3 環境大臣は、研究事業に係る第1項の決定をしようとするときは、あらかじめ、審査委員会の意見を聴くものとする。

4 審査委員会に関し必要な事項は、環境大臣が別に定める。

5 専門性及び科学的な知見を踏まえた実施計画書の客観的な評価その他研究成果等の普及等に関する事項を審議させるため、環境省に廃棄物処理等科学研究企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。

6 環境大臣は、推進事業に係る第1項の決定をしようとするときは、あらかじめ、企画委員会の意見を聴くものとする。

7 企画委員会に関し必要な事項は、環境大臣が別に定める。

（交付基準額の通知）

第14条 環境大臣は、前条の規定により当該年度の補助金の交付の対象となるべき者を決定したときは、速やかに、当該補助事業についての交付基準額を、その者に通知するものとする。

（交付の申請）

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときには、別紙様式第2-1または2-2による交付申請書に環境大臣が必要と認める書類を添付して、環境大臣が定める日までに環境大臣に申請しなければならない。

2 第1項に定めるもののほか、研究事業に係る同項の交付申請書には、研究者の所属す

る機関等の長が当該研究者が補助事業を実施することを承諾する書類を別紙様式第3により作成のうえ添付しなければならない。

- 3 第1項に規定する場合において、当該申請が推進事業に係る補助金の交付の申請であるときは、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の決定）

- 第16条 環境大臣は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、その者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第3項本文の規定により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して前項の規定による交付の決定を行うものとする。
- 3 前2項の決定は、前条の規定による申請があった日から起算して2月以内に行うものとする。

（交付の条件）

- 第17条 環境大臣は、補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。
- 一 第15条第1項の申請の内容のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式第4-1または4-2による変更申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
- イ 補助事業に要する第6条第1項各号又は第2項各号に掲げる経費の額（当該経費の増減額が変更前の当該経費の額に10分の1を乗じて得た額を超えない場合を除く。）
- ロ 研究事業の研究計画書又は推進事業の実施計画書の記載内容（軽微な変更を除く。）
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別紙様式第5-1または5-2による中止廃止申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
- 三 補助事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに環境大臣に報告し、その指示を受けること。
- 四 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- 五 前号の規定により環境大臣の承認を受けて機械及び器具を処分することにより収入

のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがあること。

六 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、その効率的運営を図らなければならないこと。

七 補助事業の成果によって相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることがあること。

2 環境大臣は、前項に定めるもののほか、研究事業に係る補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

一 研究者が、災害、病気その他のやむを得ない理由で引き続き3月以上研究に従事できなくなる場合には、別紙様式第6-1または6-2による休止申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。

二 研究者の所属する研究機関等に変更（新たに研究機関等に所属することとなる場合を含む。）があった場合には、第15条第2項の承諾書を添付して、その変更のあった日から10日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならないこと。

三 研究事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部若しくは一部を譲渡する場合には、譲渡の相手方から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。

四 第6条第1項第三号に掲げる間接経費は、研究者の所属する研究機関等に納付しなければならないこと。

五 第6条第1項に掲げる直接経費及び間接経費は、それぞれ交付を受けた額を超え、変更することはできない。

3 環境大臣は、第1項に定めるもののほか、推進事業に係る補助金の交付の決定（前条第2項の規定による場合を除く。）には、次の条件を付するものとする。

一 当該補助事業に係る消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこと。

二 第6条第1項に掲げる直接経費及び間接経費は、それぞれ交付を受けた額を超え、変更することはできない。

（交付の申請の取下げ）

第18条 第16条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

（交付の決定の取消し）

第19条 環境大臣は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他この要綱に定めるところに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 環境大臣は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨及び理由を書面により通知するものとする。

3 前項の場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、環境大臣は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第20条 研究事業に係る補助金は、補助事業者が開設する銀行口座に入金する。この口座は補助事業終了後すみやかに閉鎖するものとする。また推進事業に係る補助金は、補助事業者の属する機関の口座に入金する。

2 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と区分して収入及び支出の状況を記載した会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿並びに収入及び支出の証拠書類を整理し、当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

3 補助事業者は、前項に係る経理の事務及び補助金の管理については、補助事業者の属する機関等において行わなければならない。

4 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、前項の会計帳簿又は証拠書類の提出を求めることができる。

（状況報告）

第21条 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、補助事業の進ちょく状況の報告を求めることができる。

（研究事業の実績報告）

第22条 補助事業者は、当該年度における研究事業を完了した日（第17条第1項第二号の規定により承認を受けた場合には、当該承認のあった日）から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第7-1による実績報告書及び別紙様式第8による研究報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 研究事業の期間が1年を超える場合において、全体の期間に係る研究事業の全部を完了したときは、前項の実績報告書とあわせて、別紙様式第9による総合研究報告書を提出しなければならない。

（推進事業の実績報告）

第23条 補助事業者は、推進事業を完了した日（第17条第1項第二号の規定により承認を受けた場合には、当該承認のあった日）から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第7-2による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第15条第3項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第24条 環境大臣は、前2条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第17条第1項第一号の規定による承認をした場合には、当該承認の内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業

者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、既に当該確定した額を超える補助金が交付されているとき、環境大臣は、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 25 条 推進事業に係る補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第 7 - 3 による報告書を速やかに環境大臣に提出しなければならない。

- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

（研究報告書等の公表）

第 26 条 環境大臣は、毎年度、第 22 条第 1 項の研究報告書及び同条第 2 項の総合研究報告書の全部又は一部を環境省ホームページその他の方法により公表するものとする

（刊行等）

第 27 条 補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金の交付を受けて行う当該補助事業の成果である旨を明らかにしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後 5 年以内にその結果又は経過の全部若しくは一部を刊行した場合には、その刊行物を添えて、その刊行の日から起算して 10 日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（知的財産権の届出）

第 28 条 補助事業者は、補助事業者又は第 17 条第 2 項第三号に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該研究事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して 10 日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（その他）

第 29 条 その他補助金に関し必要な事項は、環境大臣が別に定める。